## 質疑応答書

令和5年9月19日

## 入札件名 令和5年度導入校務用ノートPCリース契約

質 問 事 項	回 答
・納品場所について 教育センター(指定	<ul><li>ご認識のとおりです。</li></ul>
設置場所)とありますが、納品先は教育セ	
ンターの施設内1か所という認識でよろし	
いでしょうか。	
・校務用PC とありますが、各学校への搬	<ul><li>ご認識のとおりです。</li></ul>
入設置及びデータ移行などの作業はない認	
識でよろしいでしょうか。	
<ul><li>・キッティング作業として、ドメイン参加</li></ul>	・ご認識のとおりです。
とありますが、参加するドメインサーバ	
は、センター化されており、教育センター	
様ご指定の作業エリア1か所から全台のド	
メイン参加が可能な環境である認識でよろ	
しいでしょうか。	
<ul><li>キッティング作業として、プリンタドラ</li></ul>	・作業エリアから各対象プリンタと通信は
イバのインストールとありますが、教育セ	できないため、落札後にプリンタ IP のリ
ンター様ご指定の作業エリア1か所から各	ストをお渡ししますので、ドライバインス
対象プリンタと通信可能であり設定が可能	トール時に IP 指定の設定をお願いしま
な認識でよろしいでしょうか。	す。

- ・納品の際は梱包材の引き取りとありますが、納品場所としてご指定の教育センター(指定設置場所)一か所に開梱した端末を納品する認識でよろしいでしょうか。
- ・本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。
- ・落札後、貴市指定の契約書の条項の内容 の修正に関して、別途協議頂くことは可能 でしょうか。
- ・物件に付保致します保険は、一般的な動産総合保険(時価ベース)への加入で宜しいでしょうか。
- ・本件、物件に対しての動産総合保険の付保を予定しておりますが、万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理

ご認識のとおりです。

・納期は仕様書のとおりです。

・原則として修正は行いません。

可とします。

ご認識のとおりです。

由として、物件の滅失・破損等が発生して しまった場合、残賃貸借料金については別 途協議との認識で宜しいでしょうか。

- ・万一の想定となりますが、予算の削減・ 減額により契約が変更または解除となった 場合において、当該時点にて残期間の残賃 借料が存在する場合、残賃借料のご負担に ついて、貴市負担にてご精算をお願い出来 ますでしょうか。
- ・予算削減等の影響により、過去、実際に ご契約を解約又は変更等を実施されたケー スはございますでしょうか。
- ・契約書は貴市ホームページ掲載の「賃貸借契約書(長期継続契約・3者)」を使用する認識でよろしいでしょうか。

そうでない場合は本件で使用する「賃貸 借書(案)」をお示し頂けますでしょう か。

・賃貸借期間満了後における物件の取り扱いについてご確認をいたします。

物件の返還(引揚げ)費用は賃貸人の負担という認識でよろしいでしょうか。また、物件引揚げの際、貴市の負担で引取しやすいように物件を一カ所に集めて頂くことは可能でしょうか。

・市の責めにより、リース会社に損害が生 じた場合は、契約約款に基づき損害賠償請 求をすることが可能です。

・入札において、同種のリース契約では、 そのような事例はございません。

・佐野市ホームページ掲載の賃貸借契約 書及び約款(長期継続契約・3者)又は (長期継続契約・2者)を使用していただ きます。

・返還費用についてはご認識のとおりで す。引揚げ時に物件を一カ所に集めること は可能です。

- ・賃貸借期間満了時に物件のデータ削除は 貴市負担で行って頂けますでしょうか。
- ・佐野市で実施します。
- ・物件のデータ消去及び消去証明書の発行に代え、物件の物理的破壊による、マニフェスト等の提出を以って、代替させてもらえますでしょうか。
- ・佐野市でデータ消去を実施するので不要です。
- ・賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産 税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は 含めない)との認識でよろしいでしょう か。
- ・入札に当たっては課税・非課税にかかわらず必要な費用をすべてお見積りください。
- ・賃貸借料のご精算のスケジュールは、賃貸借期間開始後、1か月毎(翌月末期日)の毎月・均等金額のお払いを頂けるとの認識で宜しいでしょうか。
- ご認識のとおりです。

- ・本件は保守なしの賃貸借契約との認識で よろしいでしょうか。
- ご認識のとおりです。
- ・本件、リース会社に資格要件はないとの 認識でよろしいでしょうか。
- ご認識のとおりです。
- (注)・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。